

2025年2月定例議会 一般質問

件名 1	避難所について
要旨①	現状について
質問	<p>昨年1月1日に発生した能登半島地震について、当該地震による災害関連死が約235人となり、熊本地震を上回ったということが、昨年11月にニュースとなりました。こうした災害関連死の一つの要因として、避難所における生活環境が挙げられます。</p> <p>当市における避難所整備は、年々改善されてきており、装備品の内容や備蓄品の備蓄量も、数年前に比べれば随分充実してきているものと思います。</p> <p>そこで、当市の現時点での避難所の備蓄トイレ数及び1基当たりの対象人数や一人当たりの避難所スペースの大きさなど現状について、お尋ねします。</p>
回答	<p>現在、トイレの備蓄は組立て式仮設トイレ90基、簡易トイレ410基の合計500基あり、市内の防災倉庫に分散して配備しています。発災時には、避難者数にあわせて必要な数を避難所へ配置し、災害の規模にもよりますが、避難者50人当たり1基を目安に25,000人に対応できるようにしています。</p> <p>また、備蓄しているトイレのほかに、マンホールトイレを市内小中学校などの避難所や内田防災公園などに計54基設置しています。</p> <p>次に避難所スペースの現状ですが、避難生活が必要となった場合、1人あたり2～3㎡を目安としてスペースを確保することとし、この面積を目安にすると、市内33か所の指定避難所で約6,400人を受け入れることができます。</p>
要旨②	運営指針改定について
質問	<p>防災や避難について、全国各自治体で色々と取り組まれている中ではありますが、内閣府は昨年12月に避難所運営に関する自治体向け指針を改定しました。内容は、被災者の権利保護を提唱する国際基準、いわゆるスフィア基準を反映させたもので、これまで、「参考扱い」であったものが、避難所の質向上の「指標」と位置づけられたということです。そこで、まず改定内容についてお示ください。</p>
回答	<p>内閣府は令和6年12月に「避難所生活における良好な生活環境の確保に向けた取り組み指針」など、3つの指針を改定しました。主な改定の内容の項目は4つで、1つ目は「トイレの確保・管理」です。災害発生初期段階では避難者50人当たり1基、その後、中期段階では20人当たり1基とすることや、女性用と男性用の割合が3:1となるよう対応することとされています。</p> <p>2つ目は「生活空間の確保」で、避難所での一人当たりの居住スペースをスフィア基準に沿った最低3.5㎡を確保するよう示されています。また、感染症防止のため避難所は土足厳禁の徹底が示されています。3つ目は「食事の質の確保」で、キッチンカー等の事業者と協定を締結するなど、平時からの連携体制を構築し、発災時には温かい食事を速やかに提供することが示されています。4つ目は「生活用水の確保」で、入浴や洗濯をするための水の確保のほか、シャワーや仮設風呂などの入浴施設を50人に1つ男女別に設けることが示されています。</p>
再質問	<p>今回の改定は、かなり重い内容が盛り込まれていると考えます。そこで、国際基準が指標として位置づけられたことによる、本市の影響と今後の対応について、再質問させていただきます。</p>
回答	<p>トイレについて、改定された指針によると、発災後中期段階では避難者20人あたり1基となり、加えて男女比を考慮した数の備蓄を進める必要があります。また、避難所での居住スペースについては、1人あたり2～3㎡の広さを3.5㎡に広くすることで、各避難所での受入可能人数が減少します。</p> <p>しかしながら、災害対応にあたる職員の体制を考えると、これ以上指定避難所を増やすことはできませんので、今後は、発災後のフェーズに合わせ、改定された指針に沿った避難所の運営を目指し準備を進めていきますが、大規模災害時には、資機材や、食料・水などの備蓄、そして避難所での居住スペースなどの不足が想定されます。そのため、平時の備えとして家庭での備蓄のほかにも、自宅で避難生活をする「在宅避難」や、親せきや友人宅に避難する「縁故避難」、地域で開設する自主避難所への避難など「分散避難」が推奨されており、避難所以外に避難する場所を事前に想定しておくことも重要です。引き続き、自分の命は自分で守る「自助」の取り組みについて、より一層啓発していきます。</p>
件名 2	成田富士入鹿線前原区間道路整備について
要旨	来年度工事内容と工程について
質問	<p>成田富士入鹿線道路整備については、毎年この年度末議会にて質問させていただいていますが、今回もお聞きいたします。それだけ、地元の方々にとっては、関心がある事業ということでご理解ください。また、県事業ということなので直接的には一宮建設事務所が所管していますが、市内の重要な幹線道路に関わることなので、宜しく願います。</p>

<p>回答</p> <p>再質問</p> <p>回答</p>	<p>さて、本道路整備は、3年後の令和9年度を完了年度として、鋭意進められていると思います。そこで、来年度の工事予定内容と概ねのスケジュールについてお示ください。</p> <p>愛知県施工による成田富士入鹿線は、塔野地大畔交差点から前原向屋敷交差点までの約1kmを事業区間として、整備が進められています。来年度の工事について愛知県に確認したところ、既に発注している工事を5月まで実施するのに加え、今年度の補正予算で、汚染土掘削に向けた水処理施設の設置や、前原横町交差点付近の道路築造などの工事を3月に発注していく予定の工事があるとのこと。また、来年度のスケジュールは、愛知県の当初予算が成立前で、一宮建設事務所へ配分額が不明のため、示されませんでした。引き続き、汚染土掘削に向けた工事を継続して実施していくとのこと。</p> <p>再質問 再質問させていただきます。現時点で、当初予定の完了時期（開通時期）について、変更は無いか、お訊きします。</p> <p>回答 整備完了時期は、現時点で当初予定の令和9年度から変更はなく、愛知県は、引き続き、早期完了を目指して事業進捗を図り、予算の確保に努めていくとのこと。市としましても令和6年12月に市長が直接、愛知県に道路整備促進と早期完了の要望書を提出しており、今後も早期完了に向けて、あらゆる機会を捉えて要望していきます。</p>
<p>件名 3</p>	<p>鵜飼い事業について</p>
<p>要旨</p>	<p>近隣市町の動向と文化遺産登録について</p>
<p>質問</p> <p>回答</p> <p>コメント</p>	<p>本年2月2日の中日新聞に、『鵜飼い、海女 無形遺産へ連携』といった見出しの記事が掲載されていました。内容は、岐阜、三重、石川県内の5市がユネスコの無形文化遺産への合同登録を目指し、伝統的漁撈(ぎょうろう)文化ユネスコ登録推進協議会を設立したというものです。そこで、2点お訊きします。</p> <p>現在、犬山市をはじめ、全国で鵜飼いを開催している11市とウミウの捕獲地の茨城県日立市が集まり全国鵜飼サミットを開催しています。それぞれの地域で抱えている問題などについて、意見交換し、解決策を見つけることを目的としています。そして、先程申し上げた新聞掲載の岐阜市と関市もこのメンバーとなっています。</p> <p>そこで、まず1点目として、こうした動きを察知していたのかどうか、また、過去において、サミットやその他の会議で、文化遺産登録について話し合われたことが有るのかお訊きします。2点目としてお尋ねします。鵜飼いの世界遺産登録を目指すことは、意義があることと思っておりますが、そのためには、全国で足並みを揃えることが重要と考えます。</p> <p>鵜飼いのユネスコの無形文化遺産登録についての市の見解や今後どう展開するべきかの現時点での考えについてお訊きします。</p> <p>回答 今回設立された「伝統的漁撈(ぎょうろう)文化ユネスコ登録推進協議会」は、国の重要無形民俗文化財に指定されている鵜飼漁と海女漁がある5市、具体的には鵜飼漁の岐阜市と関市、海女漁の輪島市、鳥羽市、志摩市によって、伝統的漁撈文化のユネスコ無形文化遺産登録を目指して令和7年2月に設立されました。市はこれまで、全国の鵜飼開催地とウミウ捕獲地の関係者が一堂に会する全国鵜飼サミットに参加しています。</p> <p>観光課に確認したところ、令和5年10月の宇治大会と同時開催された「ウミウ捕獲技術保存協議会臨時会」の中で岐阜市から、国の指定を受けている他の鵜飼漁や、海女漁とのグループ化による登録に向けた取り組みについて報告があったのみで、具体的な協議がされた経緯はないとのことでした。</p> <p>続きまして、2点目の市の見解や今後の展開に関する現時点での考えについてお答えします。ユネスコ無形文化遺産に対する現在の国の対応方針は、文化財保護法に基づく国の保護措置が図られていることが条件の一つであり、国の重要無形民俗文化財に指定されている鵜飼漁は岐阜市と関市だけであるため、市としては、文化ユネスコ登録推進協議会への参加は現状では難しいと考えています。</p> <p>よって、国や全国鵜飼サミット参加市の動向把握に努めながら、伝統的漁撈文化ユネスコ登録推進協議会への参加の可能性を探るとともに、文化面・観光面の様々な取り組みを通じて、木曾川犬山鵜飼の保存・伝承を図ってまいります。</p> <p>コメント 現在の鵜飼い事業では、協議会への参入は難しいということは十分理解できます。今後は、まずは、国の民俗文化財への指定に向け、取り組んで頂くことを期待します。</p>

件名 4	本年度事業の成果等について
要旨①	湿地サミットについて
質問	<p>昨年(2022年)の10月3日に湿地サミットが開催されました。「いかに湿地を保護し、保存していくか」をテーマとして、南部公民館で開催されたということです。こうした環境を保護・保存することは重要なことではあるが、一方で、市民の皆さんや多くの方々に自然や湿地の状況を知っていただくことも大切と思っています。</p> <p>そこで、昨年のサミットの内容はどうであったのか、得られた成果と今後どう活かし、どう取り組んでいく予定なのか、お訊きします。</p>
回答	<p>湿地サミットは、県内13の自治体による輪番制で開催しており、昨年10月3日に南部公民館で開催し、自治体の職員や各自治体で活動している環境保全団体の関係者、およそ150名が集まりました。</p> <p>午前の部では八曾湿地の保全活動を行っているNPO法人犬山里山学研究所による八曾湿地の地域特性の説明や、保全活動の報告を、また、「市民による湧水湿地の保全・活用と生態系サービス」と題し、愛知教育大学の富田啓介氏による講演と、会場ロビーでの、市内環境保全団体2団体の、湿地保全活動の紹介を行いました。</p> <p>午後の部では、八曾湿地の現地視察の予定でしたが、あいにくの天候であったため、犬山里山学センターで八曾湿地の現状説明と意見交換を実施しました。</p> <p>湿地の保全活動では、まず湿地の存在、湿地から広がる豊かな生態系などの状況を知っていただくことが必要と認識しています。しかし、同時に、多くの人々が訪れることによる湿地の荒廃の懸念や、心ない一部の人による希少植物の盗掘と思われる事例も散見されることから、保全活動を行う人達の中でも、保存と活用で意見の相違があり、どのようにバランスを取っていくのが大変難しいところです。</p> <p>サミットの開催により、湿地の保全活動は生物多様性を育むだけでなく、水資源の供給や、レクリエーションの場の提供といった地域社会に重要な恩恵があること、保全活動の進展に伴って、このような恩恵を受ける範囲も段階的に拡大することも学ぶことができ、新たな知識の共有ができたことが大きな成果と考えています。</p> <p>先ほどもお答えしたとおり、保存と活用のバランスが難しいところはあるものの、引き続き、環境保全団体との連携を深め、湿地をより良い形で残していけるよう取り組んでいきたいと考えています。</p>
要旨②	病児保育事業について
質問	<p>病気の回復期にあつて、入院は必要ないが集団保育が困難な 満1歳から小学校3年生までの児童を対象として、楽田西こども未来園にて病後児保育を実施しています。更に、令和6年4月から、総合犬山中央病院にお願いして病児保育事業を展開されています。そこで、病児保育年齢別の利用実績や実際に利用された親御さんの意見や反応はどうであったのか、また、こうした意見を踏まえ、改善点があれば、その内容についてお訊きします。</p>
回答	<p>病児保育事業は、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、医療機関や保育所等で、病気の児童を一時的にお預かりする事業です。事業開始した令和6年4月から令和7年1月までの10か月での利用実績は、利用延べ人数は54人です。また、各年齢別の延べ人数は、1歳が24人、2歳が10人、3歳が7人、4歳が2人、5歳が5人、6歳が3人、7歳が2人、8歳が1人です。</p> <p>利用者からは、「預けられるところがあって助かった。」という感想をいただいています。</p> <p>一方、今回、第1期こども計画策定に対するご意見の中で、「病児保育の周知や、利用料の統一化や減額また、申込方法を簡略化してほしい」というご意見をいただいております。</p> <p>こうした意見を踏まえ、例えば、利便性の点から、利用申込をインターネットでも可能にするといった方法がありますが、受付環境の整備やその対応について、事業受託医療機関である、総合犬山中央病院との協議が必要となります。</p> <p>この3月で事業開始から1年となりますが、事業周知も含め、まだまだ、他自治体の事例を参考に、改善を進めていく必要があるものと認識しています。病児保育事業の目的である、子どもが病気の際にも安心して預けることができる環境を整備することで、子育てが就労などの制約とならないような支援を今後も引き続き進めていきます。</p>
コメント	<p>利用者の方々からは、何点かの要望もあるようですが、これらの意見に耳を傾け、更に親御さんに寄り添った形での展開を期待したいと思います。</p>

件名 5	施政方針について
要旨	通話録音機能電話の導入について
質問	<p>職員の働きやすい職場環境づくりの一環として、カスタマーハラスメントから職員を守るため、通話録音機能を持った電話を導入するとのことで、新年度予算書では、971万円が計上されています。企業に対しての理不尽なクレームなどが大きな社会的問題となっている昨今にあっては、しごく当然なことと思っています。</p> <p>私も時折、サポートセンターなどに電話をしますが、相手方に繋がる前に「会話を録音させていただきますので、ご理解ください。」といった案内が合成音声で流れ、次のステップに行くためには、録音に同意しなければならないこととなります。</p> <p>そこで、ふと 思うのですが、市から電話を掛ける場合はどうなるのかな？ということです。</p> <p>市役所から電話を掛けた職員が、会話の冒頭や重要な話になる前に、録音する旨を口頭で相手方に伝える場合は、相手方や電話の要件によっては、ハラスメントを助長する恐れがあり、本末転倒となる可能性があります。また、口頭の場合、相手方の同意を得られなかった場合はどうするのかなど、トラブルを最小限にするため、職員に対する電話接遇の教育・研修も必要かもしれません。</p> <p>更に、本庁舎に掛ってくる電話、市から外部へ掛ける電話は、相当数あり、そのデータ量は膨大であると思います。そして、データには、プライベートな内容や個人情報が含まれます。こうしたことを踏まえ、1つ目として、想定しているシステムは、どのようなものか。2つ目として、収集した録音データの取り扱いについてお尋ねします。</p>
回答	<p>地方自治体においても「カスタマーハラスメント」への対策は急務であることから、「通話録音機能電話」の導入を検討しています。この電話は、議員が想定されているとおり、市役所に電話をかけると、最初に「この電話はサービス向上のため、録音させていただきます」というアナウンスが流れ、自動的に通話内容が録音されるものです。</p> <p>通話内容には、プライベートな内容や個人情報が含まれるため、市から架電した場合も含め、通話記録の慎重な取り扱いが求められると認識しています。職員から「カスタマーハラスメント」の訴えがあった場合の録音データの取り扱いにも注意が必要であることから、予算をお認め頂ければ、通話録音機能電話を既に導入している先進自治体等に聞き取りを行いながら、適切な運用方法や管理方法を定めていきます。</p>
コメント	<p>運用面では、まだまだ課題があると思っています。先進事例を参考に、これから検討を重ねていくということで、理解いたしました。実施に当たっては、職員間の合意形成は勿論のこと、市民への周知と導入への理解が必要と考えますので、その辺りについて十分な配慮をお願い致します。</p>